

葛飾区新小岩創業支援施設条例の一部を改正する条例

記

1 改正の理由

使用料の見直しを行った結果、葛飾区新小岩創業支援施設の使用料の改定を行うもの。

2 改正の概要

(1) 事務室使用料 (月額)

ア 67.50㎡ (2室)

現行額 60,000円 → 改正額 (案) 58,800円

イ 33.75㎡ (12室)

現行額 29,900円 → 改正額 (案) 29,300円

(2) 駐車場使用料 (月額・1台)

現行額 8,300円 → 改正額 (案) 8,100円

3 施行予定期日

平成24年4月1日予定